

有山茜の民法予想論点ベスト10! 道場

✓ 実施形態・実施校

通信Web

✓ 対象者

- ・直前期に伸び悩んでいる方
- ・実戦的な力を身につけたい方

✓ 担当講師

有山茜

LEC専任講師



✓ 科目

民法

✓ 回数

全12回

✓ 使用教材

講師オリジナルレジュメ

✓ 1回あたりの講義時間

15分

✓ 受講期限

25/11/16 (日)

✓ お申込みはこちら



○ 講座内容

民法の問題を解く際に、重要なことは、①事例を正しく理解すること、②どの論点に関する問題なのかきちんと把握することです。そのためには、問題文を読みながら同時並行で、図を書くことが重要です。問題を解く際に、問題冊子がキレイなままであまり書き込みをしない受験生の方が多くいらっしゃいますが、特に民法においては、登場人物が3人以上登場したら必ず図を書いて、読み間違えや、判断ミスをしないようにすべきです。そこで、本講座では、「出題予想ベスト10!」と題して、より実戦的なプラスαの論点を取り上げながら、本試験でマネできる問題の解き方や図の書き方、暗記のマル秘テクニック等をご紹介します。民法に不安がある方はもちろん、過去問はもう覚えてしまって、なんだか停滞しているような感覚がある方にもおすすめの講座です。

○ 講座のPOINT

POINT ① 図の書き方で得点が変わる!

物権でも債権でも、複雑な事例問題が出されると、混乱してしまったり、どの論点の問題なのかがいまいち把握できないまま、論点ズレを起こしてしまうことがあります。事例問題攻略のカギは、図を書いて状況把握をし、正しく読み取ることです。本講座では本試験を想定し、すぐに使える、図解を用いた実践的なテクニックを披露します。

POINT ② 当たるかな? 有山茜の予想論点ベスト10!

民法は5肢択一式が9問で36点、記述式が2問で40点と高い配点です。記述については、例年、基本的な知識で対応できる問題と、やや難易度の高いorマイナー論点からの問題が1問ずつ出題される傾向があります。本講座ではプラスαの知識が要求される論点から、有山茜がセレクトした予想論点をお伝えします。

4. 相続・真の所有者が他人物完全を相続した場合の法律関係/他人物完全と無効代理との比較 (見本)

Q. Aの所有する甲土地及び乙建物を、Aの子Bが自己の所有であると偽ってCに売却した後に、Bが死亡し、Aが単独でBを相続した場合、AはCに対して甲土地及び乙建物の所有権移転登記義務を負うか。

ポイント.

- ①他人物完全とは何? あること
- ②543条(権利が適法でない場合の発生(不適合責任))は適用されない
- ③415条、541条、542条(債権不履行一般規定)は適用される
- ④真の所有者の被差支え立場と契約の相手方の権利保護について考えること
- ⑤構造が類似している無効(他人の意思)と押し替えること = 2つの判断

図解:

A 真の所有者
↓ 相続
B 子
↓ 売却
C 他人物完全
「有効」な売買

A. AはCに対して甲土地及び乙建物の所有権移転登記義務を負わない。

他人物完全とは何? 真の所有者が単独で相続した場合、この売買契約は当然に無効である。

この点、相続によって他人物完全が当然に発生することなく、真の所有者には、権利者としての地位と他人物完全としての地位が併存すると解される。なぜなら、もし当然に認定されるとすれば、(415条1項1号) (542条1項1号) が適用される。

そして、(415条2項1号) が一方的に解されることになるからである。

そして、(他人物完全) 被差支え立場にあるから、先主としての履行義務を負ったが、(他人物完全) 被差支え立場にあるから、先主としての履行義務を負ったが、(他人物完全) 被差支え立場にあるから、先主としての履行義務を負った。

したがって、AはCに対して甲土地及び乙建物の所有権移転登記義務を負わない。

○ スケジュール

回数	教材発送日	Web配信開始日
12	25/9/22 (月)	25/9/26 (金)

○ 受講料 (税込)

受講形態	一般価格	大学生協・書籍部価格	代理店・書店価格	講座コード
通信Web	6,000円	5,700円	5,880円	GB25678